

# より良い議会にするために



鈴木議長へ答申を提出する金子議会運営委員長

平成16年12月1日に鈴木議長から諮問のあった検討事項について、議会運営委員会で慎重に審議を行った結果次のようになりました。

議員提出議案の提出要件の廃止について

現行どおりとする。  
(発議者を含めて定数の12分の1以上の賛成者が必要)

・本会議での一問一答方式の導入について

・一般質問のあり方について

・再質問は3回までについて

・一般質問の持ち時間の減について

・議会質問は現行どおりで、対面方式の導入について

一問一答方式、対面方式の導入については、引き続き研究し、今後の検討課題とし、当面は現行どおりとする。

一般質問のあり方については、一般質問は政策論争であることから以下の通り申し合わせる。

申し合わせ事項

質問の持ち時間は従来どおり一人1時間以内とする。

会議規則第55条を遵守し、原則として3回までとし、再質問を含め総括質問とする。

関連事項、新たな提起はしないこと。

その他予算審議で議論した内容、進捗状況の内容、前回質問した項目等はあるべく避けること。

常任委員会傍聴人の人数制限廃止について

最大で10人を確保できるように努力し、委員会のあり方を研究する。

郵送による陳情の取り扱いについて

現行どおり配付のみとする。

議会運営委員会の議決は原則として全会一致とすることについて

原則として全会一致とする。

予算審議について

従来どおり委員会に分割付託とし、予算書については早期配付ができるよう執行部側に申し入れる。

車椅子での傍聴を可能にすることについて

議長の許可を得て議場内を臨時傍聴席とする。(介添え者も同伴可)

議会議事規則に関わること

その都度協議する。

その他

常任委員会について、現行では3常任委員会だが、2常任委員会でも運営が可能かどうかの意見があった。

議会活性化検討委員会  
委員会で検討されたことを実施するため議会改革実行委員会を立ち上げました。(前127号参照)

実行委員会の

構成委員

委員長	小林菊江
副委員長	大沢 淳
委員	佐藤弘一
委員	高橋康一
委員	矢部松男
委員	佐藤 功
委員	荒井敏男
委員	永沼時子
委員	平田義雄
オブザーバー	
議長	鈴木 明